

新しい保険証 変わる税率

市では、8月から使える新しい国民健康保険証を7月中に送付します。また、国民健康保険税の税率を令和6年度分から変更しました。

国民健康保険証の一斉更新

市では、保険証を8月1日(木)に一斉更新します。

新しい保険証は7月中に簡易書留で送付します。配達時に不在の場合は、「郵便物等」ご不在連絡

票^{とうかん}が投函され、保険証は郵便局で1週間保管されます。保管期間が過ぎた後は保険年金課(市役所1階)で保管しますので、官公署が発行している写真付きの本人確認ができる物を持って受け取りにきてください。

なお、保険証の有効期限は最長で令和7年7月31日ですが、同じ世帯でも有効期限が異なる場合がありますので、注意してください。

納税通知書・税額決定通知書を発送

国民健康保険税(国保税)を納付書や口座振替で納付する世帯主には、7月12日(金)に納税通知書を発送します。

年金から直接引き落とす特別徴収で納付している世帯主には、7月19日(金)に税額決定通知書を発送します。

令和6年度から 国保税の税率が変わりました

市では、年々増加している保険給付費や将来的な県内保険税率の統一化に対応するため、令和6年度から上表の通り国保税の税率を改正しました。

国保税の税率は、県によって市町村ごとに定められた標準保険料率を参考に決定しています。今後、加入者の皆さんの理解を得ながら国保運営の健全化に努めていきますので、ご協力をお願いします。

また、国保税の算定方法は、医療費などに充てられる基礎課税分、後期高齢者医療支援金等課税分、40歳以上65歳未満の人に課税される介護納付金課税分に分かれ、その合計額が世帯主に課税されます。このうち、後期高齢者医療支援金等課税分の課税限度額が20万円から22万円に増額となり、課税限度額の合計は104万円となります。

なお、国保税の軽減措置を受けられる場合があります(19ページに関連記事)。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

12月2日より

保険証が発行終了に

現在のカード型の保険証は、12月2日(月)から発行できなくなり、これ以降はマイナンバーカードが保険証として利用されます(マイナ保険証)。

なお、今回送付する保険証は、記載されている有効期限まで使用可能です。

マイナ保険証を持っていない人には、引き続き医療を受けることができる「資格確認書」を、手元にある保険証が使えなくなる前に交付しますので、申請は不要です。

マイナ保険証の利用登録は 事前に申し込みを

医療機関・薬局などで、マイナンバーカードを保険証として利用するには、事前に申し込みが必要です。

くわしくは、マイナポータル特設ページ(https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)で確認してください。



国民健康保険税の内訳

所得割率は所得に対する税率、均等割額は1人当たりの金額、平等割額は1世帯当たりの金額。

区分		改正前	改正後
基礎課税分	所得割率	6.30%	6.59%
	均等割額	1万9,800円	2万1,000円
	平等割額	1万7,000円	1万8,100円
	課税限度額	65万円	65万円
後期高齢者 支援金分	所得割率	1.73%	1.95%
	均等割額	7,000円	7,900円
	課税限度額	20万円	22万円
介護納付金分	所得割率	1.68%	1.72%
	均等割額	1万5,000円	1万5,300円
	課税限度額	17万円	17万円
合計	所得割率	9.71%	10.26%
	均等割額	4万1,800円	4万4,200円
	平等割額	1万7,000円	1万8,100円
	課税限度額	102万円	104万円